

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下呂市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

下呂市長

## 公表日

令和5年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</li> <li>・番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</li> <li>・下呂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施及び接種履歴管理</li> <li>②予防接種の実施の指示</li> <li>③予防接種の実施に必要な協力</li> <li>④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</li> <li>⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li> <li>⑥マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領、またお知らせ機能による通知</li> <li>⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
③システムの名称	総合健康情報システム、中間サーバ・ソフトウェア/プラットフォーム、サービス検索及び電子申請機能、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項</li> <li>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条</li> <li>3.番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>4.番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2  (情報提供事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民保健部 健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下呂市市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下呂市市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月2日	I 1 ③システムの名称	総合健康情報システム	総合健康情報システム、中間サーバ・ソフトウェアプラットフォーム	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成27年3月2日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成27年3月2日	I 4 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(17、18、19の項)	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年5月22日	②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</li> <li>・番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</li> <li>・下呂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施及び接種履歴管理中略</li> <li>⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</li> <li>・番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</li> <li>・下呂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施及び接種履歴管理中略</li> <li>⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li> <li>⑥マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領、またお知らせ機能による通知</li> </ol> </li> </ul>	事前	
平成29年5月22日	③システムの名称	総合健康情報システム、中間サーバ・ソフトウェアプラットフォーム	総合健康情報システム、中間サーバ・ソフトウェアプラットフォーム、サービス検索及び電子申請機能	事前	
平成29年5月22日	部署・所属長	健康医療部健康課 ・ 健康課長 中野 泰宏	健康福祉部健康医療課 ・ 健康医療課長 野村 稔	事前	
平成29年5月22日	請求先・連絡先	下呂市健康医療部健康課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	下呂市健康福祉部健康医療課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	事前	
令和1年6月24日	I 5. ②所属長の役職名	健康医療課長 野村 稔	健康医療課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月24日	IV リスク対策		様式の変更に伴いリスク対策を追加	事後	様式変更に伴う変更
令和3年2月5日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条	事後	見直しにより記載内容を修正。
令和3年2月5日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(17、18、19の項)	(情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2  (情報提供事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	見直しにより記載内容を修正。
令和3年2月5日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月9日	令和3年1月1日	事後	
令和3年2月5日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月9日	令和3年1月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月17日	I 1 ②事務の概要		⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種事務の追加
令和3年5月17日	I 1 ③システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種事務の追加
令和3年5月17日	I 3 個人番号の利用 法律上の根拠		3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・紹介のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種事務の追加
令和3年5月17日	II 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種事務の追加
令和3年8月19日	I 1 ②事務の概要	・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 ・番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・下呂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 中略 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 ・番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・下呂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 中略 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種事務の追加
令和3年12月21日	I 3 個人番号の利用 法律上の根拠	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・紹介のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・紹介のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種事務の修正。
令和4年6月24日	I 5. ①部署	健康福祉部 健康医療課	市民保健部 健康医療課	事後	
令和4年6月24日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下呂市健康福祉部健康医療課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	下呂市市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和4年6月24日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	下呂市健康福祉部健康医療課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	下呂市市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和5年12月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日	令和5年12月1日	事前	
令和5年12月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日	令和5年12月1日	事前	